

NPO 法人化推進の趣旨

役員会において CIF ジャパンの NPO 法人化を進める主な理由として下記の点を上げました。会員の皆様のご賢察をいただき、忌憚のないご意見をアンケートにお寄せ下さるようお願い申し上げます。

1. NPO 法人化による社会的信用の確立

CIF ジャパンはその発足当初より、CIF プログラムや各国研修を終えた人たちの親睦と連絡会としての役割を受け持ってきました。そして2年前より新たに CIF プログラムはじめ各国研修参加者の募集と参加支援を行うことを事業に加えて参りました。残念ながら会員各位はじめ役員の方々の努力にもかかわらず実績をあげるにいたっていません。そこで、事業成果を上げるためにはさまざまな工夫と改善が必要ですが、とくに必要と感じられることは、社会的に認知され、一般の方々のご理解を頂くことであろうと考えます。そしてその方法として、NPO 法人化がひとつの途ではないかと考えます。法人化により、国際研修参加へのひとつひとつの理解が深まることと期待します。

2. 市民に開かれた事業の実施が可能に

NPO 法人は、広く市民に開かれた事業を展開することとされています。そこで将来、国際研修参加支援事業の他に、市民参加のプログラムを盛り込むことが必要です。これには人手と財源を要しますが、もともと CIF はソーシャルワーカーや対人サービスに従事する専門家の団体であり、市民向けに有意義な事業を実施する機会をもつことにより、CIF ジャパンの一般社会への周知に益することが期待されます。

3. 法人化のメリットとしての外部からの助成・支援の受容をめざす

かつて CIF プログラムに参加させて頂いた私たちは、旅費や参加費等を、基金や財団等から助成金として頂いておりました。ところが現在、国際研修に応募する人々には研修参加に際して助成金の手だてが全くありません。また将来、新たな事業を企画、実施するにあたり、財源確保が当然のこととして課題となります。これらの点について今後、国内の公私諸団体からの助成援助を得る途を開く必要があります。その際、助成の受ける団体としては法人資格を有することが多く必要とされます。さらに法人化によって、市民一般からの寄付、ボランティアによる協力等も、積極的に呼びかけることが可能になると思われます。

4. CIF International の一員として

CIF International の定款に記載はありませんが、別に定められたガイドラインのなかに、支部設立に際して定款作成の後に、NPO として各国の行政当局に登録を行うことが要請されています。これまでわたしたちは無認可の NPO として済ましてきましたが、なるべくはやい時期に NPO として法人設立の認証を受けたいと考えます。

CIF ジャパンの現行の事業と今後の主な事業 [案]

CIF ジャパンが NPO 法人として認証されることを前提に、現行の事業とともに、今後の事業にどのような内容を組み込めばよいか、会員各位のご意見を是非とも拝聴させて頂きいところでは。とりあえず日頃、役員間で話題としているところから、いくつか拾い上げてみました。今後内容と実施について審議を重ねる必要があります。

1. CIP プログラム・国際研修参加者の連携・交流の維持・促進。(現行)
2. 国際研修プログラム参加者の募集・参加支援活動の推進。(現行)
3. 社会福祉及び人的サービスに関する講演会、セミナー等の開催。(将来)
4. わが国での国際研修プログラム (Exchange Program) の定期実施。(将来)
5. CIF International 及び各国支部との連携・交流促進 (現行)
6. その他、会員からの提案による活動・事業を、適宜企画、実施。〔将来〕

意見紹介

CIF ジャパンは、役員 7 名、監事 2 名で役員会を構成しております。「NPO 法人化」について役員有志の意見を以下にご紹介いたします。

坂本 正路

CIF ジャパンの NPO 法人化についての私見を述べさせていただきます。

かつて前事務局長の小池さんが NPO 法人化のために多大の努力を払われたにもかかわらず、設立に至らなかったことは当時の CIF に、具体的な活動が無かったことがその一因であったと伺っております。また、体調を崩された小池さんをサポートする体制が続かなかつたことも法人化の道を閉ざしてしまった要因であったようです。幸い、2007 年秋の総会において新役員体制が発足し、2008 年、2009 年と総会、役員会を開催し、その間「CIP・CIF 研修参加要綱」の作成や PR も行ってきました。またホームページを開き、広く情報発信にも努めてきております。昨年 10 月 8 日にはスペイン CIF 会長のトマサ女史による講演会も開催出来ました。以上の実績から法人化の申請は十分可能であろうと思います。

私がつま問題になると考える点は会員資格

の問題です。会員は「CIP ないし CIF プログラムの参加者」に限定せず、「CIP・CIF 研修に参加したもの及びその活動に賛同する者」とすれば問題ないと思います。今後、NPO 法人化した後の活動と運営費の問題があると思いますが、今まで通りの活動と会費の範囲で継続していけば良いのではないのでしょうか。法人化が認められ、研修に参加者を送り込むことが出来るようになれば外部団体からの寄付も可能になってくるのではないのでしょうか。あまり、背伸びをせず、実力にあった活動を継続することが今の CIF ジャパンに求められていると思うのです。

小林 茂

CIF からの要請、国際交流の意義、社会的信用を得る等から法人化をしたい趣旨は分かります。しかし、組織運営を図るうえでの安定的な財源をどこに求めるのでしょうか？基本は会費ですが、現状では厳しいのではないで

しょうか？

また、事業を効率よくかつ適正に実施する上で事務局体制が必要です。現行のままではボランティアスタッフで行わざるを得ないでしょう。しかし、法人化すれば会計事務、事業実施など事務局の業務量は相当大きなものになり、事務局スタッフの負担は重いものがあります。これを解消するには、ボランティアスタッフではなく、少額でも有償のスタッフが必要と思います。しかしその財源はないのではないのでしょうか。法人化の趣旨を具現化するためにも、新たな財源づくり、事務局体制の充実が必要不可欠ではないかと考えます。(寄付金を募るとか、バザーなど収益事業をする、スポンサーを見つける、とか。会費以外の財源を確保しないと無理ではないのでしょうか) でないと、絵にかいた餅になりかねません。

なんだかんだと考えると、法人化後の運営体制についてももう少し検討を加え、実行可能な姿を見せないと会員の皆様にとって判断ができないのではないのでしょうか？

生意気な意見を申して誠に申し訳ございませんが、よろしくご検討ください。

冷水 豊

私自身が、今後少なくとも数年の間は、会計監査の役以上のことをお引き受けできない状況にあることを前提に、私なりの感想をお伝えいたします。

1) NPO 法人化のメリットとデメリットを出来るだけ明確にする必要があると思います。小林さんが指摘されていることは大変重要だと思います。

前に、法人化を進められようとした小池さんらの経験と意見を十分に踏まえられるようお願いします。

2) CIF Japan の組織の長期的な展望が必要だと思います。

新しいメンバーの増加が、今後どれだけ展望できるのか、それとの関係で、NPO 法人という組織を

将来的に維持できる可能性について検討する必要があります。この感想は、上記した私の CIF との関わりの状況の反映かも知れません。今後中心的に組織を担っていただける方々の意見で進めていただきたいと思います。

坂岡 隆司

NPO 法人化賛成です。メンテナンスのたいへんさはあるにしても、法人化によるメリットは大きいです。会の大きな目的であるはずの研修プログラムへの参加者支援実績ゼロという現状は由々しきことで、これを打開するためにもこれは有効な手立ての一つではないかと思えます。ある NPO に立ち上げから関わっている私の経験から言いますと、設立にはそんなに苦労しませんでした。メンテについては、いろんな法人の話も聞きますが、結局は会員の協力次第だと思います。卵かニワトリかという話かもしれませんが、会員の皆様のご協力が得られるなら、是非一步踏み出したいものだと私は思っています。

梶村 慎吾

法人化を含めて実際に CIF ジャパンの活動が永続できる条件としては、事務分担や活動を無理なく担える人材が継続的に確保できるかにかかっていると思います。

浅野 純江

NPO 法人化した場合のメリットは、行政との連絡がとりやすくなる、財団などへの助成金申請の条件をクリアしやすくなるなどがあげられます。また、デメリットはなんといっても事務量が増えるため人手確保の面で困難が予想されることです。このデメリットの克服をわたくしは以下のように考えております。

事務作業は、これまでどおりボランティアで行いたいと思います。現在、数人の役員が事業や会計の報告、国内外の連絡調整、ホームページ

ジ管理、広報などを分担していますので、年間をとおして考えると CIF ジャパンの活動に費やす時間と労力は負担ではありません。法人化すると、これまでの作業のほかに所轄庁への報告にもなう一連の作業が加わりますが、ボランティアでも実施は可能かと思われま

自分の年齢を考えますと今後何年続けられるか自信がありませんので、将来展望はもてないのが実情です。しかし、ここで 50 年前のオレンドルフ氏の思いに立ち返りたいと考えま

した。将来はどうなるか分からないが歩み始めてみるというスタンスです。体力と環境が許す範囲で自分にできることを実行することによって、CIP/CIF が目的とするところをともに目指したいと思っております。事務連絡にはインターネットや電話・ファックスを活用していますので、どこに住んでいても参加可能です。会員の皆さんが積極的に CIF ジャパンの活動に参加し、作業を分担してくださることを期待します。

参考資料

NPO 法人設立までの流れ

NPO 法人設立発起人 NPO 法人の設立メンバーで集まり、どのような法人にしていくかを協議(ミッションの構築)。設立趣旨書、定款、事業計画書、収支予算書などについて打ち合わせ、原案を作ります。

設立総会の開催 設立当初の社員が集まり、法人設立の意思決定を行うとともに、先の設立発起人会で作成した定款などを決議します。尚、任意団体から法人化する場合は、任意団体の財産等を新法人に継承することを確認します。

設立申請書類の取寄せ・作成 設立総会での委任を受け、設立申請に必要な正式書類を作成します。

設立認証の申請 所轄庁へ設立認証書類を提出します。形式上の不備がなければ、書類は受理されます。1 つの都道府県内にのみ事務所を設ける場合は当該都道府県が窓口、2 つ以上の都道府県に事務所を設ける場合は内閣府が窓口となります。

公告・縦覧、所轄庁による審査 設立認証書類を提出後、2 ヶ月間、一般に縦覧。縦覧後 2 ヶ月以内に認証・不認証が決定されます。審査は原則として書類審査で行われます。

認証・不認証の決定 認証の場合は認証書、不認証の場合は理由を記載した書面で通知されます。
(不認証の場合でも修正して再申請することはできます)

設立登記申請書類の作成 設立登記申請に必要な書類を作成します。注) 認証書が到達した日から 2 週間以内に、事務所所在地を管轄する法務局に設立登記手続きを行う必要があります。

設立登記の申請 この設立登記を完了させることにより正式に NPO 法人として成立します。

(法人設立日は、登記日=設立登記申請受付日となります) 従たる事務所がある場合は、その主たる事務所での登記日後、2 週間以内に、従たる事務所の所在地での設立登記を完了させる必要があります。

NPO 法人成立後の各種届出 法人として成立後、関係官庁に各種の届出をする必要があります。